

製品安全データシート

会社名：日産化学工業株式会社
 住所：東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1
 担当部門：農業化学品事業部登録部
 電話番号：03-3296-8151
 FAX番号：03-3296-8016
 作成日：1998年02月10日
 改訂日：2009年09月25日

【製品名】（化学名、商品名等）

一般名：P A P乳剤
 商品名：日産エルサン乳剤

【物質の特定】

单一製品・混合物の区別：混合物

化学名および含有量：

有効成分	ジメルジチオスホリフェニル酢酸エマル (PAP)	50.0%
その他成分	乳化剤、有機溶剤 等	50.0%

有効成分のC A S番号：2597-03-7

有効成分の官報公示整理番号：2615（化審法、安衛法）

用 途：殺虫剤

【危険有害性の分類】

分 類 の 名 称：急性毒性物質（劇物）、引火性液体（第4類・第2石油類）

環 境 影 韻：水産動物に影響を及ぼす。

有 害 性：眼に対して刺激性がある。

【応急措置】

眼に入った場合：清浄な水で最低15分間眼を洗浄したのち、直ちに眼科医の手当てを受けること。洗顔の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。

皮膚に付着した場合：石けんを使ってよく落とす。

大量に吸入した場合：新鮮な場所に移し、安静、保温する。必要な場合は医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：可能であれば、直ちに医療処置を受ける手配をする。石油系溶剤が含まれていますので、吐き出させるとかえって危険が増す。患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせようとしてもならない。

本剤の解毒剤としては、動物実験で硫酸アトロピン製剤が有効であると報告されている。

【火災時の措置】

消 火 方 法：火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
安全に行える限り、火災場所から容器を搬出する。
延焼の恐れのないよう安全な距離から散水冷却し、周辺を冷却して保護する。
消火作業は風上から行う。

消 火 剤：粉末、炭酸ガス、泡

【漏出時の措置】

オガクズ、土砂等のような適当吸収材で直ちに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
汚染した箇所は水や洗剤でよく洗浄する。
処理時には保護具を着用し、吸入したり、手足・顔などに付着しないように注意する。
流出した製品が河川等に排出され、環境に影響を及ぼさないよう注意する。

【取扱い及び保管上の注意】

ラベルを良く読む。記載以外に使用しない。小児の手の届く所には置かない。

取扱い：吸い込んだり、眼や皮膚に触れないよう、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、
保護眼鏡を着用して行なう。
換気のよい場所で行なう。

保 管：直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した、鍵のかかる場所に密封して食品と区
別して保管する。

【暴露防止措置】

管 理 濃 度：設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会：設定されていない。

A C G I H：設定されていない。

保護具（取扱上の注意も参照のこと）

呼 吸 保 護 具：防塵マスク

眼と顔面の保護具：保護眼鏡

皮 膚 の 保 護：ゴム手袋、保護衣

【物理／化学的性質】

外 観 等：赤黄色澄明可乳化油状液体

【危険性情報】

引火性液体：第4類・第2石油類
急性毒性物質：劇物

【有害性情報】**急性毒性**

ラット：経口 LD50値 (mg/kg) ♂ 348 ♀ 325
 ラット：経皮 LD50値 (mg/kg) ♂ 1715 ♀ 1900

眼刺激性

ウサギ：刺激性あり

皮膚刺激性

ウサギ：軽度の刺激性あり

皮膚感作性

モルモット：感作性あり

【環境影響情報】**魚毒性¹⁾**

コイ：48時間TLm値 5.5 ppm
 ミジンコ：3時間TLm値 0.072 ppm

【廃棄上の注意】

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。

- ・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- ・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。

空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

【輸送上の注意】

荷役作業は丁寧に行い、転倒、転落、引きずり等により容器に衝撃を加えたり、破損させたりしない。

法（消防法、危険物等）の運送基準（容器、積載方法、運送方法等）に従って行う。
 車両、船舶にはゴム手袋、保護眼鏡、保護マスク等の保護具を備え、異常時の処置に必要な消火器、工具などを備えておく。

【適用法令】

農薬取締法

毒物及び劇物取締法（劇物）

消防法：第4類・第2石油類

化学物質管理促進法（PRTR法）：

PAP[第一種指定化学物質（政令番号173）]50.0% (2009年10月1日以降 第一種指定化学物質（政令番号233）)

ヤシソ[第一種指定化学物質（政令番号63）]36% (2009年10月1日以降 第一種指定化学物質（政令番号80）)

ペンゼン[第一種指定化学物質（政令番号299）]0.25% (2009年10月1日以降 [第一種指定化学物質（政令番号400）]0.28%)

トルエン 該当しない (2009年10月1日以降 [第一種指定化学物質(政令番号300)]
1.1%)

*本MSDSの情報に基づくPRTRの届出については、次のとおりとする。

- PAP : 2009年度分までは第一種指定化学物質173番としてその排出・移動量を把握し、2010年4月からは、政令改正後の第一種指定化学物質233番として排出・移動量の把握が必要です。
- キシリソ : 2009年度分までは第一種指定化学物質63番としてその排出・移動量を把握し、2010年4月からは、政令改正後の第一種指定化学物質80番として排出・移動量の把握が必要です。
- ベンゼン : 2009年度分までは第一種指定化学物質299番としてその排出・移動量を把握し、2010年4月からは、政令改正後の第一種指定化学物質400番として排出・移動量の把握が必要です。
- トルエン : 2010年4月から第一種指定化学物質300番として排出・移動量の把握が必要です。

【その他】 (記載内容の問い合わせ先)

記載内容の問い合わせ先：日産化学工業株式会社 農業化学品事業部登録部
電話番号 03-3296-8151

参考文献；1)水生生物と農薬 (1978) サインティット社

なお、記載内容は本製品安全データシート作成時で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特別な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。記載内容はこの製品の取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。

農薬中毒事故時の問合せ先：財団法人 日本中毒情報センター

- 敷布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当を受けて下さい。
- 処置法などで不明なことは、医師から下記に電話してお尋ね下さい。

中毒110番	一般市民専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (一件2,000円)
大 阪 (365日・24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つ く ば (365日・9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999